

1. 都市計画マスタープランとは

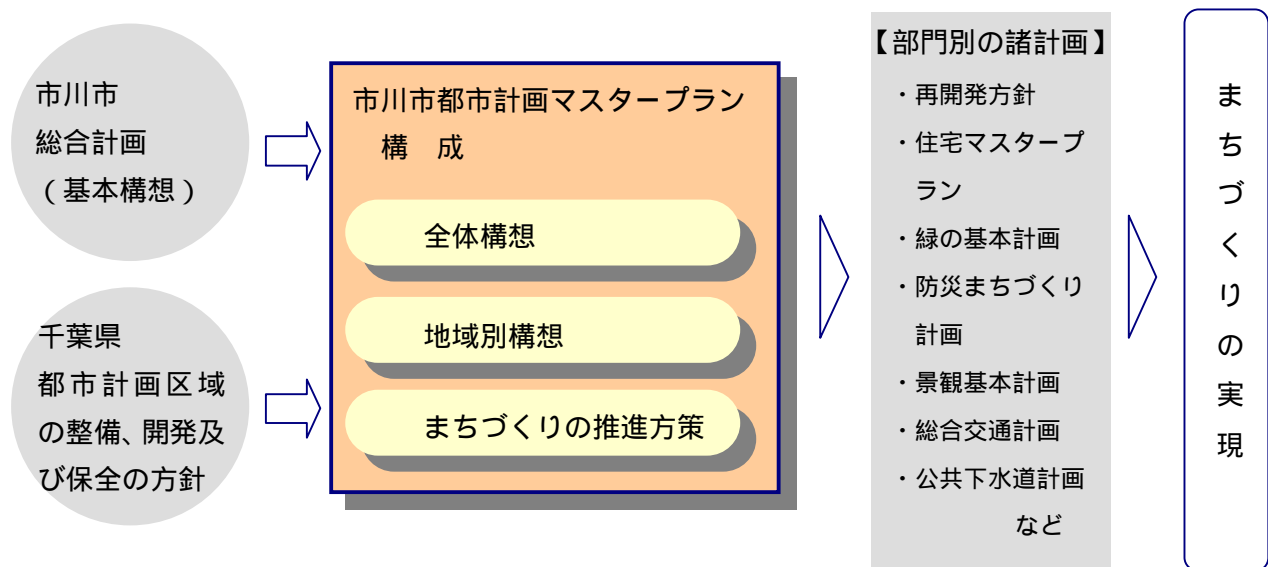
「都市計画マスタープラン」は、都市計画法（第 18 条の 2）に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称であり、市町村がその創意工夫のもとに、市民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるものです。

「市川市都市計画マスタープラン」は、「市川市総合計画」に示された将来都市像『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』を具体化していくための都市づくりの基本的な方針となります。

2. 位置付けと構成

「都市計画マスタープラン」は、「総合計画（基本構想）」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して策定することと定められており、まちづくりを実現するための「部門別の諸計画」に対する総合的な指針となるものです。

「市川市都市計画マスタープラン」は、市全体の視点による市全域を対象とする「全体構想」、市民の生活の視線で身近な地域を対象とする「地域別構想」、これらの構想を実現していくための考え方を示した「まちづくりの推進方策」で構成します。



3. 目標年次

市川市総合計画（基本構想）との整合を図るため、目標年次は、概ね 20 年後の平成 37 年（西暦 2025 年）とし、推計人口は、市川市総合計画（基本構想）における平成 37 年の総人口（およそ 485,000 人）を用います。

なお、本マスタープランは社会経済情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを図ることとします。

4. 策定の経緯

地域の特性を踏まえて、特徴を活かした魅力的なまちづくりを市民や事業者との協働で進めるため、策定に先立ち本市のまちづくりの変遷や課題、地域の現状や特徴をまとめた「まちのデータ集」や「地域別ハンドブック」を作成しました。また、電子会議室や市民モニター（約 120 名）制度等により、より多くの市民参加を求めて、まちづくりの現状や特性・課題を把握してきました。

策定にあたっては、学識経験者を含む市民主体の「策定調整委員会」と地域の住民を主体とした「地域別市民懇談会」を開催し、併せて広報特集号やホームページ等により、広く市民の意見を収集しながら案を作成し、市川市都市計画審議会に諮問し、答申を受けて決めました。

